

健康福祉部災害応急対策活動マニュアル

1 健康福祉部の構成員

(1) 本 部 員

健康福祉部長は、健康福祉部の分担業務について指揮監督する。

(2) 班 長

健康福祉部の各課長は、班長として班の分担業務の具体的な執行の指揮にあたる。

(3) 指揮権の代行

健康福祉部長が不在の時は、少子高齢化対策担当参事、福祉課長、子育て支援課長、高齢介護課長、保険年金課長、健康課長の順で指揮権を代行する。

(4) 連絡責任者

少子高齢化対策担当参事は、健康福祉部内の連絡責任者として、災害対策本部事務局との連絡調整にあたる。

少子高齢化対策担当参事が不在の時は、福祉課長、子育て支援課長、高齢介護課長、保険年金課長、健康課長の順でその任務を代行する。

(5) 班 員

各課の職員は、班員としてその班の分担業務を遂行する。

2 職員の動員計画

(1) 配備指令と動員数

健康福祉部長は、災害対策本部要綱別表第3の規定に基づき、次に定める数の職員を動員する。この場合において、横浜地方気象台が震度5（弱）以上を発表したとき又は、「東海地震警戒宣言」が発表されたときは、3号配備（全職員）とする。

（健康福祉部班別動員計画表）

区 分	災害対策本部設置後			合 計
	1号配備	2号配備	3号配備	
福祉班	班 長	主査以上	全 員	1 2
子育て支援班	班 長	主査以上	全 員	7
高齢介護班	班 長	主査以上	全 員	1 3
保険年金班	班 長	主査以上	全 員	1 4
健康班	班 長	主査以上	全 員	1 1
合 計	5	2 2	5 7	5 7

*事前配備の場合、本部員が状況に応じて班長へ連絡します。なお動員人数については、各班長が必要人数を決定し、班員へ配備指令を行う。

*職員の動員計画については再任用職員も含まれます。

(2) 連絡網

班長は、各班ごとの緊急連絡網を作成し、関係職員に周知する。

(3) 職員の安否確認

班長は各班ごとの緊急連絡網等により職員の安否確認をする。

3 健康福祉部の組織及び分担業務

部長	班名	班長	分担業務
健康福祉 部長	福祉班	福祉課長	(1) 日本赤十字社との連絡に関する事 (2) 災害時要援護者の援助及び把握に関する事 (3) 災害時の救護活動に関する事 (4) 関連施設の応急対策及び被害調査に関する事 (5) 災害救助法適用及び事務に関する事 (6) 災害救助法の適用体制に関する事 (7) 部内の協力体制に関する事
	子育て支援班	子育て支援課長	(1) 児童及び幼児等の援助及び把握に関する事 (2) 関連施設の応急対策及び被害調査に関する事
	高齢介護班	高齢介護課長	(1) 災害時要援護者の援助及び把握に関する事 (2) 災害時の救護活動に関する事 (3) 関連施設の応急対策及び被害調査に関する事
	保険年金班	保険年金課長	(1) 災害時要援護者の救助に関する事 (2) 災害時の救護活動に関する事 (3) 関連施設の応急調査に関する事
	健康班	健康課長	(1) 医療施設の被害調査に関する事 (2) 医療、助産等救護活動に関する事 (3) 保健衛生等応急措置に関する事 (4) 災害地の防疫に関する事 (5) 医療機関との連絡体制に関する事 (6) 医療薬品器材確保の体制に関する事 (7) 保健衛生措置体制整備に関する事 (8) 防疫に係わる体制整備に関する事 (9) 災害時の健康相談に関する事

【 福 祉 班 】

(1) 日本赤十字社との連絡に関すること。

- ア 災害対策本部と協議のうえ、日本赤十字社の医療救護班を受け入れるための連絡調整を行う。
- イ 災害対策本部と協議のうえ、被害状況の報告を行い、必要な数の援護物資（毛布、タオル等セットもの）を要請する。
- ウ 日本赤十字社からの援護物資について授受し配分をする。

※ 日本赤十字社神奈川県支部 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123

(2) 災害時要援護者の援助及び把握に関すること。

- ア 各避難所の自主防災組織からの要請により、災害時要援護者登録台帳（集計台帳）を提供する。
- イ 重度障害者及び災害時要援護者登録台帳（集計台帳）に掲載された障害児者の被災状況等を把握するため、避難所を巡回し、避難所等での生活が困難な障害児者については、町が協定を締結している社会福祉施設等（福祉避難所）へ受入を確認し、必要に応じて移送する。なお、福祉避難所を開設した場合は、施設に職員を派遣し、施設の職員と協力し障害児者の受入にあたる。
- ウ 民生委員、避難所運営委員、障害福祉サービス提供事業者等により、在宅及び避難所にいる障害児者のニーズ調査等を行い、福祉サービス等の支援を行う。
- エ ストマ用装具（私物）をあらかじめ、さむかわ中央公園備蓄倉庫に備蓄している町民に対し円滑な引渡作業を行う。

(3) 災害時の救護活動に関すること。

- ア 高齢介護班・保険年金班と連携し、負傷者数の把握に努める。
- イ 健康班における医療救護活動の補助をする。

(4) 関連施設の応急対策及び被害調査に関すること。

- ア 福祉課が所管する関連施設の建物および周辺の被害状況を現地調査により把握し、施設被害調査報告書により災害対策本部へ報告する。
- イ 被害状況に応じて施設の応急判定を都市計画班に依頼し、施設利用の可否を判断する。
- ウ 「ひまわり教室」の利用者の安否状況を確認する。

(5) 災害救助法適用及び事務に関すること。

- ア 災害の規模が災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は見込まれるものであるときは、災害対策本部において協議のうえ、直ちにその旨を神奈川県知事（担当：保健福祉総務課）に報告する。
- イ 災害救助法の適用決定がされたときは、災害対策本部に報告する。

※ 災害救助法施行令（昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号）

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

別表第一 （第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

別表第二 (第一条関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第三 (第一条関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上 15,000人未満	20
15,000人以上 30,000人未満	25
30,000人以上 50,000人未満	30
50,000人以上 100,000人未満	40
100,000人以上 300,000人未満	50
300,000人以上	75

別表第四 (第一条関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

(6) 災害救助法の適用体制に関すること。

ア 災害救助法の適用決定がされたときは、災害対策本部と調整し、災害救助法第二十三条（救助の種類）に基づき救助依頼内容を取りまとめて、県知事に要請する。

※ 災害救助法第二十三条 救助の種類

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む）
- 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 災害にかかった者の救出
- 六 災害にかかった住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

(7) 部内の協力体制に関すること。

- ア 部内の災害対策活動の総括に関する業務を行う。
- イ 災害対策本部からの決定及び報告事項について、速やかに各班に連絡する。
- ウ 部内各班の連絡事項を取りまとめ災害対策本部へ報告する。
- エ 各班員の出欠状況、従事者、従事業務、従事場所の取りまとめをする。
- オ 各班の状況に応じて部内で人員を必要とする班へ班員を派遣する。
- カ 派遣職員の業務の割り振りをする。
- キ その他、部内の庶務全般について取りまとめをする。

【 子 育 て 支 援 班 】

(1) 児童及び幼児等の援助及び把握に関すること。

町立3保育園及び5児童クラブ、支援センター（以下、関係する施設という。）の開設がされている時間帯では、施設の責任者より、災害後直ちに状況報告があるので報告を待つ。必要に応じ子育て支援班より電話又は施設に出向き安否状況等を確認する。

(2) 関連施設の応急対策及び被害調査に関すること。

ア 施設が開設されている時間帯では、施設の責任者より、人的被害、建物の被害状況、ライフラインの使用状態及び周辺の道路事情の報告があるので待つ。

必要に応じ子育て支援班より電話又は施設に出向き状況を確認し、子育て支援班長（課長）に報告する。また、施設被害調査報告書により災害対策本部に報告する。

イ 町立保育園については、多くの住民が避難してくることが想定されるが、災害後も可能な限り事業を継続しなければならない施設があるため、避難住民に対しては広域避難場所へ避難するように指示し、一時避難者数、その他必要な事項を記録し子育て支援班長（課長）に報告する。

ウ 施設が開設されている時間帯であっても、施設の（建物）の倒壊や火災などのおそれがある時は、速やかに施設の利用を止め、広域避難場所へ避難するよう指示をする。その場合、避難者の行き先がわかるように、施設の入口付近に立て札を掲示し、家族などに伝達できるよう可能な手段を講じる。

エ 施設の被害状況を確認し二時災害がないと判断されたときは、施設管理者、健康福祉部

長、少子高齢化対策担当参事、子育て支援課長（班長）で施設における事業継続の是非について協議する。また、被害状況に応じて施設の応急判定を都市計画課に依頼し、施設利用の可否を判定する。なお、施設を再開する場合は、その開始時期及び方法を掲示などにより周知を行う。

【 高 齢 介 護 班 】

(1) 災害時要援護者の援助及び把握に関すること。

ア 避難者や自宅で生活することが困難な在宅要援護者について福祉班と連携し、町が協定を締結している福祉施設へ受入体制の確認をしたのち移送する。この場合、移送日時、移送者名、移送先施設名、その他の必要事項を記録する。

また、受入できなかった要援護者等については、避難所での受入に関して必要な調整を図る。

イ 民生委員、避難所運営委員、介護専門支援員等から各地域の要援護者の被害状況等をあらゆる情報収集手段を用いて速やかに把握し、住所、氏名、被災状況等を記録する。

ウ 被災状況により自主防災組織が機能しない場合には、消防や警察等と協力し、要援護者情報に基づき可能な限り迅速に救助、避難誘導を行う。

エ 民生委員、避難所運営委員、介護専門支援員等と協力し、在宅及び避難所にいる要援護者のニーズ調査（健康状態や必要とするサービス）を行い、それぞれの配慮事項に応じた対応をする。

(2) 災害時の救護活動に関すること。

ア 介護施設及び事業所の被害状況の調査等を行う。

① 災害発生後直ちに寒川町内の介護保険関連事業所等の被害状況を調査実施し、利用者・入居者の状況を把握する。また、連絡が取れないときは、直接出向き確認をする。

イ 被災要介護者の受入協定施設の確認を行う。

① 災害発生後直ちに、受入協定施設に対し被害状況及び営業継続の確認をし、受入可能人員の調整を図る。

ウ 在宅要介護者及び施設入所者の状況把握及び援助を行う。

① 介護保険認定者で、在宅サービス利用・未利用者及び施設入所の被害状況等を速やかに把握・記録し災害対策本部に随時報告する。

② 寝たきり等より避難所で生活することが困難な要介護者について、町が協定を締結している介護福祉施設等へ受入体制の確認をしたのち移送する。

③ 民生委員、避難所運営委員、介護専門支援員等により在宅及び避難所にいる要介護者等のニーズ調査等を行い、それぞれに応じた対応を図る。

(3) 関連施設の応急対策及び被害調査に関すること。

ア 災害時間に応じ、高齢介護課が所管する施設の施設管理者及び入居者に入居者・利用者の状況及び施設の状況を確認・記録をし災害対策本部へ報告する。被害などが発生した場合は、現地確認を行う。なお、時間帯により確認が出来ない場合は、直接施設に出向き確認する。

イ 被害状況報告により、健康福祉部長、少子高齢者対策担当参事、高齢介護課長（班長）で施設における事業継続の是非について協議し災害対策本部に報告する。

ウ 被害状況に応じて施設の応急判定を都市計画班に依頼し、施設利用の可否を判定し災害対策本部に報告する。

【 保 険 年 金 班 】

- (1) 災害時要援護者の救助に関すること。
 - ア 福祉班、高齢介護班と情報を共有し、要援護者の救助や避難誘導を行う。
- (2) 災害時の救護活動に関すること。
 - ア 福祉班・高齢介護班と連携し、負傷者数の把握に努める。
 - イ 健康班における医療救護活動の補助をする。
- (3) 関連施設の応急調査に関すること。
 - ア 健康福祉部が所管する関連施設の建物および周辺の被害状況を他課との連携により現地調査し、施設被害調査報告書により災害対策本部へ報告する。

【 健 康 班 】

- (1) 医療施設の被害調査に関すること。
 - ア 町内の医療機関の被災状況を電話等（電話等が使用できない場合は現地調査）により把握する。
- (2) 医療、助産等救護活動に関すること。
 - ア 医療救護所に指定されている施設（健康管理センター）の被災状況を確認し、二次災害がないと判断されたときは、災害対策本部の指示により医療救護所の開設準備をする。
 - イ 医療救護所におけるトリアージの準備をする。
 - ウ 災害対策本部と連携をとり、傷病者の搬送先の調整、手配をする。
 - エ 医師会々長、歯科医師会々長、薬剤師会々長に医療救護所の開設状況等を報告して医師等の出動を要請し、医師会医療救護班を編成する。
 - オ 必要に応じ、災害ボランティアセンターへ救護、看護等の医療活動のできるボランティアの派遣を要請する。

なお、医療ボランティアについては、医師会医療救護班の指示の下で活動してもらう。
- (3) 保健衛生等応急措置に関すること。
 - ア 感染症や食中毒の発生を未然に防ぐため、被災地及び避難所等に対し生活衛生に関する活動を行う。
 - イ 生活衛生広報の情報を広報統計班に提供する。広報内容は以下のとおりとする。
 - 1 食品の衛生管理（保存方法・調理方法など食品の取扱方法及び調理者の衛生管理等）
 - 2 飲料水の衛生管理（必要に応じて煮沸後の飲用、井戸水の消毒等）
 - 3 手洗いの励行、手指の消毒
 - 4 その他衛生情報（入浴施設情報等）
- (4) 災害地の防疫に関すること。
 - ア 県の指示を受け、伝染病発生場所を特定し、発生場所及びその周辺の消毒を実施する。
- (5) 医療機関との連絡体制に関すること。
 - ア 医療機関の被災状況を班員の連携で情報収集し、医療活動のできる医療機関を把握し広報情報班へ情報提供する。